

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年姫路市条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理の届出)

第2条 あらたにし尿のくみ取りを受けようとする者は、氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名(以下「氏名等」という。)並びにくみ取りの所在地を記載したし尿くみ取申請書を市長に提出しなければならない。

2 あらたに住宅団地等が設けられた場合において、し尿以外の一般廃棄物の収集を受けようとするときは、その代表者はあらかじめ、その旨を市長に届け出るものとする。

(一般廃棄物の排出方法)

第2条の2 市民は、市又は市が委託した業者が収集及び運搬を行う一般廃棄物(し尿を除く。)を排出するときは、条例第5条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)で定める基準に従って分別し、所定の場所に搬出しなければならない。

2 前項の場合において、一般廃棄物処理計画で定める一般廃棄物については、それぞれ姫路市家庭用ごみ袋の認定に関する規則(平成17年姫路市規則第19号)第2条に規定する家庭用ごみ袋その他の一般廃棄物処理計画で定める袋に収納して搬出しなければならない。

(一般廃棄物の受入基準等)

第2条の3 市民、事業者及び一般廃棄物処理業者(法第7条第1項の許可を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者をいう。)は、廃棄物を市が設置する一般廃棄物の処理施設に搬入するときは、一般廃棄物処理計画で定める基準に従わなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第3条 条例第7条に規定する多量の一般廃棄物は、常時1日平均排出量10kg以上又は一時排出量50kg以上のものとする。

(産業廃棄物の処理)

第4条 条例第10条に規定する規則で定める産業廃棄物は、有毒性若しくは危険性を有するもの又は著しく悪臭を発するものを除く次に掲げる廃棄物とする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず(輸入木材の卸売業に係るものを除く。)
- (3) 繊維くず

2 前項に規定する産業廃棄物を市の処理施設へ搬入しようとする者は、その住所、氏名等、搬入しようとする産業廃棄物の種類、搬入予定量及び搬入車両を記載した産業廃棄物搬入承認申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。

3 前項の規定により市の処理施設へ搬入することの承認を受けた者は、搬入の際、処理施設の係員に産業廃棄物搬入承認書を提示しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第5条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名等
- (2) 事務所又は営業所の名称及び所在地
- (3) 許可を受けようとする業種
- (4) 取扱廃棄物の種類
- (5) 一般廃棄物収集運搬業にあっては、収集運搬の概要及び積替え又は保管施設の概要
- (6) 一般廃棄物処分業にあっては、処分の概要及び保管又は処分施設の概要
- (7) 営業の区域及び契約事業所名簿
- (8) 取扱料金及び徴収方法
- (9) 事業開始予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業用の施設、設備及び機材の構造等を明らかにする図面並びに写真
- (3) 事務所及び事業場の付近見取図
- (4) 事業用地及び施設等の所有権を有すること(申請書が所有権を有しない場合は使用する権原を有すること)を証する書類
- (5) 個人にあっては、住民票の写し(本籍又は国籍の記載のあるものに限るものとする。以下同じ。)

- (6) 法人にあつては、寄附行為又は定款、登記事項証明書及び役員の住民票の写し
 - (7) 個人にあつては、直前2年の市税について未納がないことの納税証明書
 - (8) 法人にあつては、直前2年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前2年の市税について未納がないことの納税証明書
 - (9) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 3 法第7条の2第1項の規定により、事業範囲の変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業変更許可申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) [第1項第1号](#)、[第5号](#)、[第7号](#)及び[第8号](#)に掲げる事項
 - (2) 変更事項
 - (3) 変更内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更予定年月日
- (許可の基準)

第6条 市内に事務所又は営業所を有しない者には、法第7条第1項又は第6項の許可(以下「一般廃棄物処理業の許可」という。)をしない。

第7条 削除
(許可証の交付)

第8条 市長は、一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し、一般廃棄物処理業許可証(以下「許可証」という。)を交付する。

- 2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 許可業者は、許可証を紛失し、又は損傷した場合において、許可証の再交付を受けようとするときは、住所、氏名等及び紛失又は損傷の理由を記載した一般廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の変更等の届出)

第9条 許可業者は、法第7条の2第3項に規定する住所その他環境省令で定める事項又は許可に係るその他の申請事項を変更したときは、変更の日から10日以内に住所、氏名等及び当該変更に係る事項を記載した一般廃棄物処理業許可申請事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 許可業者は、法第7条の2第3項の規定によりその事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に住所、氏名等、廃止対象事業の範囲、廃止年月日及び廃止の理由を記載した一般廃棄物処理業廃止届出書を市長に提出しなければならない。
- 3 許可業者は、その事業の全部又は一部を引き続き1月以上休止しようとするときは、休止しようとする日までに、住所、氏名等、休止対象事業の範囲、休止の期間及び休止の理由を記載した一般廃棄物処理業休止届出書を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、許可業者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) [条例](#)若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 許可業者が市内に事務所又は営業所を有しなくなったとき。
- 2 市長は、一般廃棄物処理業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物処理業許可取消書又は一般廃棄物処理業事業停止命令書により行うものとする。

(許可証の返還)

第11条 許可業者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、直ちに、許可証を市長に返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 許可を取り消されたとき。
 - (2) 全部の事業を廃止したとき。
 - (3) 許可の期間が満了したとき。
 - (4) 新たに許可証の交付を受けたとき。
- 2 許可業者が死亡したときはその相続人が、解散したときは清算人が許可証を返還しなければならない。
- (再生利用業の指定の申請)

第12条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する指定(以下「再生利用業の指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した再生利用業指定申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 事業の範囲
- (3) 事務所及び事業場の名称及び所在地
- (4) 事業の目的
- (5) 事業の方法

- (6) 再生利用により得られる有用物の利用方法
- (7) 排出者との取引関係
- (8) 事業開始予定年月日

2 第5条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(再生利用業の指定の基準)

第13条 市長は、前条第1項の申請が次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る再生利用業の指定をするものとする。

(1) 第2条第2号に規定する指定

- ア 再生利用されることが確実な一般廃棄物(以下「再生対象廃棄物」という。)の排出事業者からその収集又は運搬の委託を受ける者であること。
- イ 再生輸送(再生対象廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。)の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2に規定する基準に適合するものであること。
- ウ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領するなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。
- エ 再生輸送において生活環境の保全上支障が生じるおそれがないこと。
- オ 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- カ 申請者が第18条の規定により再生利用業の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。

(2) 第2条の3第2号に規定する指定

- ア 再生対象廃棄物の排出事業者からその処分の委託を受ける者であること。
- イ 再生活用(再生対象廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。)の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の4に規定する基準に適合するものであること。
- ウ 引き取られた再生対象廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
- エ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領するなど、再生活用が営利を目的としないものであること。
- オ 再生活用の過程において生じる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- カ 排出事業者との間で再生対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- キ 再生活用において生活環境の保全上支障が生じるおそれがないこと。
- ク 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- ケ 申請者が第18条の規定により再生利用業の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。

(再生利用業の指定の期限等)

第14条 市長は、再生利用業の指定に期限又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(再生利用業の変更の指定の申請)

第15条 第13条第1項の指定を受けた者(以下「再生利用者」という。)は、取り扱う一般廃棄物の種類を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した再生利用業変更指定申請書を市長に提出し、その変更の指定(以下「再生利用業の変更の指定」という。)を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 指定年月日及び指定番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る再生利用の方法
- (6) 変更に係る再生利用により得られる有用物の利用方法
- (7) 排出者との取引関係
- (8) 変更予定年月日

2 第13条及び前条の規定は、再生利用業の変更の指定について準用する。

(指定証の交付)

第16条 市長は、再生利用業の指定をしたときは、再生利用業指定証(以下「指定証」という。)を交付する。

2 市長は、再生利用業の変更の指定をしたときは、交付済みの指定証に換えて新たな指定証を交付する。

(再生利用業の廃止、変更等の届出)

第17条 再生利用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止し、その事業を休止し、又は第12条第1項各号(第2号を除く。)に規定する事項を変更したときは、当該廃止、休止又は変更の日から10日以内に、廃止又は休止の場合にあっては再生利用業廃止(一部廃止・休止)届により、変更の場合にあっては再生利用業住所等変更届により市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第18条 市長は、再生利用業者が第13条に規定する基準に適合しないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(指定証の返還等)

第19条 再生利用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 再生利用業の指定を取り消されたとき。
- (2) 全部の事業を廃止したとき。
- (3) 再生利用業の指定の期間が満了したとき。
- (4) 第16条第2項の規定により新たな指定証の交付を受けたとき。

(手数料の納付等)

第20条 条例第8条に規定するごみ処理手数料、浄化槽汚泥処分手数料及びし尿処分手数料並びに条例第11条に規定する産業廃棄物の処理手数料は、廃棄物搬入時に納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- 2 条例第8条に規定するし尿くみ取手数料は、市が発行するし尿くみ取券を、あらかじめ購入することにより納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- 3 前項に定めるし尿くみ取券は、環境局美化部美化業務課、市民局市民生活部住民窓口センター、各支所、駅前市役所、各地域事務所、各出張所及び各サービスセンター並びにし尿くみ取券取扱所規則(昭和34年姫路市規則第60号)に基づき設置するし尿くみ取券取扱所において、現金と引換えにこれを交付する。
- 4 し尿くみ取券は、くみ取人がくみ取時にし尿くみ取手数料相当分を回収する。
- 5 既に交付したし尿くみ取券は、市長においてやむを得ない事情があると認めるもののほか、現金との引換えを受けることができない。

(し尿くみ取り券等)

第21条 前条第2項に規定するし尿くみ取券は、100円券(様式第1号)とする。

(手数料の減免)

第22条 条例第9条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、住所、氏名等、廃棄物の種類、廃棄物の量、廃棄物の発生した場所及び減免の理由を記載した一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第12条の規定により手数料の減額をすることができる場合は、天災その他特別の事由があると認めるときとする。
- 3 前項の手数料の減額を受けようとする者は、住所、氏名等、廃棄物の種類、廃棄物の量、廃棄物の発生した場所及び減額の理由を記載した産業廃棄物処理手数料減額申請書を市長に提出しなければならない。

(環境事業指導員)

第23条 土地又は建物の占有者及び事業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関して、主として技術的な指導の職務を行わせるため、環境事業指導員を置く。

- 2 環境事業指導員は、姫路市職員のうちから市長が任命する。

(清掃指導員)

第24条 廃棄物の処理及び清掃に関して、主として啓蒙指導の職務を行わせるため、清掃指導員を置く。

- 2 清掃指導員は、姫路市職員のうちから市長が任命する。
- 3 清掃指導員は、第1項の職務を行う場合は、その身分を示す証明書(様式第2号)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(事業実績の報告)

第25条 許可業者は、毎年3月31日までに住所、氏名等、営業種目、契約事業所数、収集運搬車両及び保有台数並びにその年の1月31日以前の1年間における稼働実績、収集運搬量、処分量及び収集の方法を記載した事業実績報告書に、特別管理一般廃棄物の受託処理状況に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第26条 この規則に定める書類の様式その他この規則の施行について必要な事項は、別に定める

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 姫路市清掃条例施行規則(昭和42年規則第51号。以下「旧規則」という。)及び姫路市清掃事業対策協議会規則(昭和42年規則第50号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に旧規則により、すでに交付されているし尿くみ取券については、なお、効力を有するものとする。
(4町の編入に伴う経過措置)
- 4 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入(以下「編入」という。)の日前に家島町、夢前町、香寺町又は安富町(以下「4町」という。)の町長に届け出て4町のし尿のくみ取りを受けている者は、第2条第1項のし尿くみ取申請書を市長に提出した者とみなす。

- 5 編入の日前に旧家島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和49年家島町規則第9号。以下「旧家島町規則」という。)第3条第1項、旧夢前町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成8年夢前町規則第3号。以下「旧夢前町規則」という。)第8条第2項、旧香寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和51年香寺町規則第5号。以下「旧香寺町規則」という。)第6条第2項又は旧安富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成17年安富町規則第5号)第6条第2項の規定により交付された法第7条第1項の許可に係る許可証は、第8条第1項の規定により交付された一般廃棄物処理業許可証とみなす。
- 6 編入の際現に一般廃棄物処理業の許可を受け、編入前の4町の区域において一般廃棄物処理業を営んでいる者については、平成20年3月31日までの間に限り、第6条及び第10条第1項第2号の規定は、適用しない。
- 7 条例附則第4項に規定するごみ処理手数料のうち、編入前の家島町の区域に係るものの納付の方法については、第20条第1項本文の規定にかかわらず、旧家島町規則の例による。この場合において、編入の日前に発行された旧家島町規則様式第7号の規定によるごみ処分券は、前段の規定により市が発行したごみ処分券とみなす。
- 8 編入の日前に交付された旧夢前町規則様式第2号又は旧香寺町規則様式第2号の規定によるし尿くみ取券は、第21条第1項の規定によるし尿くみ取券とみなす。

附 則(昭和48年6月4日規則第29号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によるし尿くみ取券については、なおその効力を有するものとする。

附 則(昭和50年5月29日規則第23号)

- 1 この規則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則(昭和50年11月15日規則第42号)

- 1 この規則は、昭和51年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によるし尿くみ取券(一般用25円券)については、なおその効力を有するものとする。この場合において、同券中「201券」とあるのは「51券」と読み替えるものとする。

附 則(昭和51年4月27日規則第26号)

- 1 この規則は、昭和51年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定による廃棄物処理券の50円券、150円券、500円券、1,000円券、2,500円券及び無料券については、なお、その効力を有するものとする。この場合において、同券中「100kg券」とあるのは「50kg券」と、「300kg券」とあるのは「150kg券」と、「1t券」とあるのは「500kg券」と、「2t券」とあるのは「1t券」と、「5t券」とあるのは「2.5t券」と各々読み替えるものとする。

附 則(昭和52年3月15日規則第3号)

この規則は、昭和52年3月15日から施行する。

附 則(昭和52年6月25日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年12月25日規則第54号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条第1項の規定による許可を受けた者に係る許可期限は、昭和54年3月31日までとする。
- 3 この規則施行前に法第9条第1項の規定による許可を受けた者であって、法第6条第1項に規定する区域内において現にし尿浄化槽に係る汚での収集、運搬又は処分を業として行っているものは、当該収集、運搬又は処分を事業の範囲とする法第7条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。

附 則(昭和55年4月23日規則第30号)

- 1 この規則は、昭和55年5月1日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定は、同年4月30日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定により交付されている廃棄物処理券の100円券、300円券、1,000円券、2,000円券、5,000円券及び無料券については、なお、その効力を有するものとする。この場合において、同券中「100kg券」、「300kg券」、「1t券」、「2t券」及び「5t券」とあるのは、それぞれ3分の1相当の重量と読み替えるものとする。

附 則(昭和55年12月27日規則第72号)

- 1 この規則は、昭和56年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条第2項の規定は、昭和55年12月12日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る分については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月29日規則第9号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月28日規則第22号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年11月8日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年12月27日規則第59号)

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月26日規則第16号)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定による廃棄物処理券の100円券、300円券、1,000円券、3,000円券、10,000円券及び公用・被災用券については、なおその効力を有するものとする。この場合において同券中の100円券、300円券、1,000円券、3,000円券、10,000円券及び既に交付されている廃棄物処理券はそれぞれ4分の3相当の重量と読み替えるものとする。

附 則(昭和62年1月22日規則第4号)

この規則は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月29日規則第47号)

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成元年1月13日規則第1号)

この規則は、平成元年2月1日から施行する。

附 則(平成2年3月26日規則第9号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月26日規則第11号)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定により交付されている廃棄物処理券の100円券、400円券、1,000円券、4,000円券及び10,000円券は、当該券面に記載の金額につき、ごみ処理手数料及び産業廃棄物の処理手数料の納付に代えて使用することができるものとする。

附 則(平成4年7月4日規則第51号)

1 この規則は、平成4年7月4日から施行する。

附 則(平成4年10月7日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月26日規則第37号)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日規則第13号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月20日規則第59号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年3月26日規則第19号)

この規則は、平成15年4月14日から施行する。

附 則(平成15年11月13日規則第50号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日規則第15号)

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第20号)

この規則は、平成16年5月6日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月26日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月30日規則第69号)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第2号による証明書は、当分の間、この規則による改正後の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第2号による証明書とみなす。

附 則(平成17年12月20日規則第91号)

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年6月26日規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年6月25日規則第43号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年2月19日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月24日規則第45号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日規則第42号)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

2 [略]

附 則(平成25年12月20日規則第64号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(一時的に設置される便所に係るし尿くみ取手数料の還付)

2 姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(平成25年姫路市条例第59号)附則第2項の規定により、市長は、この規則による改正前の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第20条第2項の規定によりあらかじめ購入された3,000円券のし尿くみ取り券(著しく汚染し、又はき損していないものに限る。以下「未使用券」という。)を保有する者が、当該保有する未使用券を市に返還したときは、当該者に対して、当該未使用券の券面額に相当する金額を還付するものとする。

附 則(平成29年3月28日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第21条第1項の50円券については、この規則の施行の日以後も、なおその効力を有するものとする。この場合において、同券中「201券」とあるのは「101券」と読み替えるものとする。

3 [略]

附 則(令和元年12月3日規則第29号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

様式第1号(第21条関係)

様式第1号(第21条関係)

し尿		くみ取券
金		100円
201券		姫路市 

様式第2号(第24条関係)

様式第2号(第24条関係)

(表)

第 号
清掃指導員の証明書
職名
氏名
年 月 日生
上記の者は、姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第24条第1項の規定による清掃指導員であることを証明する。
年 月 日
姫路市長 印

たて8.5センチメートル、横6センチメートル

(裏)

姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (抜すい) (清掃指導員)
第24条 廃棄物の処理及び清掃に関して、主として啓蒙指導の職務を行わせるために清掃指導員を置く。
2 清掃指導員は、姫路市職員のうちから姫路市長が任命する。
3 清掃指導員は、第1項の職務を行う場合は、その身分を示す証明書(様式第2号)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。